

山梨県特別支援学校（肢体不自由）における 個別の指導計画の課題と改善における一考察

－先進校の個別の指導計画に学ぶ－

瀧澤由枝（M19EP008）

1. 問題と目的

1981年から約10年間にわたる国際障害者年は障害者の普通の生活リズムの実現、生活年齢相応の機会、本人の自己決定や選択の権利等の考え方を急速に日本に普及させた。そして障害者一人ひとりの生活の質をより豊かにしていくために、個々のニーズに沿った指導や支援に対する強い希望がきかれるようになった。こうした時代に対応するため新しい教育の模索がはじまり、アメリカで行われていた IEP(Individualized Education Program)を参考に考えられたのが個別の指導計画である(市川・他, 2000)。文部科学省(2016)は個別の指導計画について「具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの」と定義している。つまり個別の指導計画とは、個々の実態やニーズに応じた言わばオーダーメイドの計画なのである。

個別の指導計画の学習指導要領における位置づけは、以下のように変化している。平成元年には特別支援学校において個別の指導計画の作成が努力義務であるとされた。平成11年には自立活動の指導にあたって、また重度重複障害児の指導にあたって作成することが義務づけられた。平成21年には特別支援学校に在籍するすべての児童生徒について、自立活動の指導だけでなく各教科等にわたって作成が義務づけられた。そして平成29年、新学習指導要領では、小・中学校において特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童生徒の指導にあたって、個別の指導計画の作成が義務づけられた。高等学校においても通級による指導を受けている生徒につ

いて作成が義務づけられている。このように、学習指導要領における位置づけが変化してきた背景には、障害のある児童生徒数が増加していることが関係すると考える。特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を充実させ、豊かな学びを保障するために、個別の指導計画を作成し活用することが求められている。

しかし、作成が義務づけられ約20年が経つ特別支援学校において、未だ個別の指導計画についての様々な課題が挙げられる。赤木・大塚(2019)が政令指定都市A市5校の特別支援学校322名の教員に行った調査によると、全体の80%の教員が個別の指導計画を作成する上で悩んでいることがあきらかにされた。これは山梨県内の特別支援学校においても、同様であることが推測される。

個別の指導計画の作成の手順や様式は学校ごとに異なる。個別の指導計画に関する課題が挙げられる背景には、学習指導要領に個別の指導計画の作成の手順や様式が詳細には示されていないこと、他の特別支援学校において、個別の指導計画がどのように作成、活用されているのか情報が得にくく、具体的な改善策が見いだしづらいこと等が考えられる。

新学習指導要領の全面実施を控え、各学校において特別支援教育のあり方が見直されている今、個別の指導計画についても改善していく必要があると考える。そこで、児童生徒の実態が多様である山梨県の特別支援学校（肢体不自由）における個別の指導計画の課題を明らかにし、課題に対する改善策を先進校の取り組みから学ぶことにより、今後の山梨県の特別支援学校における個別の指導計画の改善に役立てることを研究の目的とした。

2. 研究方法

1 段階調査

(1) 調査対象者

山梨県内の特別支援学校（肢体不自由※知的障害と肢体不自由を併置した特別支援学校を含む）5校において、個別の指導計画に詳しい教諭（教務主任・研究主任・自立活動主任）

(2) 調査方法・内容

2019年7月下旬から8月にかけて半構造的質問項目【表1】によるインタビュー調査を行った。場所は各学校の個室で筆者と対象者で行った。インタビュー時間は対象者の都合に合わせて1人20分から75分実施した。

【表1】

半構造的質問項目
・どのように個別の指導計画を作成していますか。 ①作成時期について、作成は個人で行いますか、それとも何人かで相談して行いますか。 ②何人かで相談して行う場合、誰と作成していますか。 ③①②について困っていることや課題点がありますか。
・個別の指導計画の書式はどのようなものですか。また書式について困っていることや課題点がありますか。
・関係書類との関連のもとせ方はどのようになっていますか。また関連のもとせ方について困っていることや課題点がありますか。
・個別の指導計画は日々の指導においてどのように活用されていますか。また活用するにあたり困っていることや課題点がありますか。
・保護者と共有はしていますか。保護者と共有するにあたり困っていることや課題点がありますか。
・個別の指導計画をどのように引き継いでいますか。引き継ぐにあたり困っていることや課題点がありますか。
・新学習指導要領に対応し、これまでの個別の指導計画を見直している、または見直す予定がありますか。見直している、または見直す予定がある場合、どのように見直しが行われていますか、また行われる予定ですか。それに対し困っていることや課題点がありますか。
・個別の指導計画の作成にあたり、多忙化に関して現在工夫していることがありますか。また多忙化に関して困っていることや課題点がありますか。
・その他、個別の指導計画に対し困っていることや課題点がありますか。

2 段階調査

(1) 調査対象者

全国の特別支援学校より、先進的な教育活動が参考とされる特別支援学校（肢体不自由）において、個別の指導計画に詳しい教諭（主幹教諭・研究主任・教務主任）

(2) 調査方法・内容

2019年12月に1段階調査で生成された中カテゴリに対する取り組みを、半構造的質問項目としインタビュー調査を行った。3校中1校に関しては質問紙に記入してもらい、回答の詳細についてインタビュー調査を行った。場所は各学校の個室で筆者と対象者で行った。インタビュー時間は対象者の都合に合わせて1人50分から110分実施した。

3. 分析方法

1 段階調査

インタビュー調査後に逐語録を作成し、そこから課題に関わる部分を抽出し要約した。各課題を1枚ずつ付箋紙に書き、類似回答毎に分類し大中小のカテゴリ別に名前をつけた（カード分類法）。さらに大中小のカテゴリを図解化、叙述化し課題の分析を行った。分析手続きの正確性や多様な解釈の検討のため、筆者と障害児教育を専門とする教職大学院生2名で分析作業を行った。

2 段階調査

インタビュー調査後に逐語録を作成し、そこから課題に対する改善策に関わる部分を抽出し要約した。要約した回答を中カテゴリごとにまとめ、1段階調査で挙げられた課題に対する考察を行った。要約の作業は正確性や多様な解釈の検討のため、筆者と障害児教育を専門とする元教諭1名で行った。

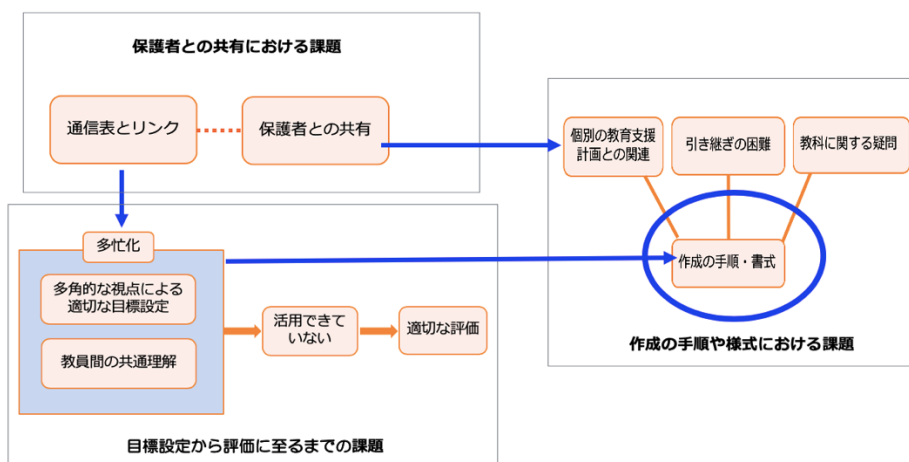
4. 結果及び考察

(1) 1 段階調査の結果及び考察

カード分類法の結果、184の課題が抽出され、44の小カテゴリ、11の中カテゴリ、3の大カテゴリが生成された【表2】。カテゴリの関係性について図解化で示し【図1】、それをもとに考察を行った。

【表2】 カテゴリー一覧

大カテゴリー	中カテゴリー	少カテゴリー
目標設定から評価に至るまでの課題	教員間の共通理解	・作成の目的や意義、学校独自の手順についての教員間の理解度の差
		・研修が削除され周知徹底することが困難
	多角的な視点による適切な目標設定	・新学習指導要領に対応する目標設定や評価、書き方についての理解度の差
		・学期で達成できる目標設定
		・教師の能力の差によるバラツキ
		・集団授業の目標が子ども一人ひとりの目標になっていない
		・学習指導要領にそった目標設定の仕方
		・目標を下げることの困難さ
	活用できていない	・目標に客観性がもたせられない
		・専門家の意見の反映
		・作成そのものに重点が置かれていてツールとしての活用ができていない
		・実際の授業にエネルギーが費やせない
保護者との共有における課題	適切な評価	・PDCAサイクルを行う際に弾力的な運用ができていない
		・集団授業における活用の難しさ
		・保管場所の問題
		・活用されているかどうか分からない
	多忙化	・エピソード的な評価
		・再現できない評価
		・授業の評価と個別の指導計画の評価が不一致
		・寄せ集めの教科の評価
	通信表とリンク	・他の業務とのバランス
		・話し合いをする時間がとれない
		・他の書類作成による負担
		・作成に手間がかかる
作成の手順や様式における課題	保護者との共有	・保護者との共有
		・個別の指導計画を通信表に書き換えることの負担
		・リンクによる不利点
		・専門用語が難しく理解されない
	個別の教育支援計画との関連	・保護者のニーズとの不一致
		・家庭からの協力が得られない
		・共有するための動画編集の負担
		・個別の教育支援計画が反映されない
	引き継ぎの困難	・ファイリングの工夫の必要性
		・文章で引き継ぐ上での課題
		・指導が継続されない
		・目標、計画までたてて来年度へ引き継ぐべき
作成の手順や様式における課題	作成の手順・書式	・作成の手順に関する理想と実際
		・書ききれない
		・システム上の問題
		・学校それぞれの書式や書き方の問題
	教科に関する疑問	・書式の統一
		・実力ある教師の活用
		・自立活動の視点を教科の中にどう活かしていくか
		・準ずる、下学年、知的代替の教育課程における個別の指導計画の重要性に関する疑問



【図1】 山梨県の特別支援学校（肢体不自由）における個別の指導計画の課題 図解化

文中では小カテゴリーは〈 〉、中カテゴリーは「 」, 大カテゴリーは【 】内にそれぞれ表記する。また図中の記号に関して、→は因果関係（原因→結果）、—は関係がある、…はつながりが弱いことを示す。

①【目標設定から評価に至るまでの課題】の関係性の説明

「多角的な視点による適切な目標設定」をするためには、児童生徒の様々な情報をもとに教師達が目標の妥当性について充分に話し合うことが必要と考える。しかし教師の「多忙化」があり、〈話し合いをする時間がとれない〉といった現状がある。次に個別の指導計画の作成や活用の仕方等について「教員間の共通理解」を図りたいが、「多忙化」により〈研修が削除され周知徹底することが困難〉となっていることが課題として挙げられた。これらは「活用できていない」の中カテゴリーと関係していると考え。個別の指導計画を作成する目的について教師の理解が充分でないため、〈作成そのものに重点が置かれていてツールとしての活用ができていない〉といった課題が挙げられたと考えた。適切な目標がたてられず、活用もされなければ、「適切な評価」をすることはできず、〈エピソード的な評価〉〈再現できない評価〉になってしまうことが推測され【目標設定から評価に至るまでの課題】が生成された。

②【保護者との共有における課題】の関係性の説明

インタビュー調査を行った学校の中には、通信表と個別の指導計画がほぼ同じである学校と同じではない学校とがあった。同じではない学校からは「通信表とリンク」することで、〈保護者との共有〉がうまくできるのではないか、〈個別の指導計画を通信表に書き換えることの負担〉が減るのではないかという利点が挙げられた。一方ほぼ同じである学校からは、「通信表とリンク」していると保護者に見せられるものとそうでないものができ、結

局書き換える必要がある等、〈リンクによる不利点〉についての課題が挙げられた。また「保護者との共有」を妨げる要因として、〈専門用語が難しく理解されない〉〈保護者のニーズとの不一致〉等といった課題が挙げられ、「通信表とリンク」させることは、本質的な意味での〈保護者との共有〉とはつながりが弱いと考えられ、【保護者との共有における課題】が生成された。

③【作成の手順や様式における課題】の関係性の説明

「個別の教育支援計画との関連」「引き継ぎの困難」「教科に関する疑問」は「作成の手順・書式」と関係していると考えた。

「個別の教育支援計画との関連」では、個別の指導計画に〈個別の教育支援計画（合理的配慮、長期・短期目標等の視点）が反映されない〉という課題が挙げられた。原因として2つの書類が1つのファイルにまとめられていないこと等が挙げられ、改善策として〈ファイリングの工夫の必要性〉や長期・短期目標を個別の指導計画に記載できるようにする等、書式の改善に関する意見が挙げられた。また「作成の手順・書式」の小カテゴリー〈作成の手順に関する理想と実際〉では、“個別の教育支援計画は個別の指導計画に反映されるべきだが、実際の手順は逆になってしまっている”等の意見が挙げられ、「作成の手順・書式」の中カテゴリーと関係があると考えた。

次に「引き継ぎの困難」のカテゴリーにおいて、〈文章で引き継ぐ上での課題〉が挙げられた。これは“書式の枠が限られていて細かい点まで書くことができない”等を含む、「作成の手順・書式」の小カテゴリー〈書ききれない〉と関係があると考えた。またこの課題は、〈指導が継続されない〉ことの原因にもなっていることが推測された。引き継ぎにおける課題に対する改善策として、〈目標・計画までたてて来年度へ引き継ぐべき〉という意見が挙げられたが、これも「作成の手順・書式」と関係があると考え関連づけた。

最後に「教科に関する疑問」とは、自立活動と教科の関係を学校としてどのように捉え、個別の指導計画を作成するべきかという疑問であり、新学習指導要領とも関連し、インタビュー調査を行った各学校の教諭が現在悩んでいることが推察された。これらの課題は今後、「作成の手順・書式」に反映させていく必要があると考え関連づけた。

その他「作成の手順・書式」についての課題として、〈システム上の問題〉〈学校それぞれの書式や書き方の問題〉が挙げられた。これらの改善策として、県で〈書式の統一〉をすることや、〈実力ある教師を活用〉し「作成の手順・書式」等、個別の指導計画について考えられると良いという2つの意見が出され、【作成の手順や様式における課題】が生成された。

④図解全体の関係性の説明

【目標設定から評価に至るまでの課題】を解決するためには、目標設定のための話し合いの時間、個別の指導計画について周知するための研修会を、作成の手順の中に明確に位置づけていくことが必要ではないかと考え、「多角的な視点による目標設定」「教員間の共通理解」の中カテゴリーを、「作成の手順・書式」の中カテゴリーと関連づけた。【保護者との共有における課題】の大カテゴリーは、「通信表とリンク」させることで書類が1つ減るという意味で、「多忙化」の中カテゴリーと関係することが考えられた。しかし通信表とリンクさせるだけでは、保護者と個別の指導計画を十分に共有することはできず、伝わりやすい記述や、個別の教育支援計画作成時に保護者と目標について合意形成を図ることが必要ではないかと考え、「保護者との共有」と「個別の教育支援計画」の中カテゴリーとを関連づけた。

【図1】の図解をみると、「作成の手順・書式」に多くの中カテゴリーが関連づけられていることがみてとれる。これらの課題に対する改善策を取り入れた、「作成の手順や書式」

を工夫していく必要があると考えた。

(2) 2段階調査の結果及び考察

①【目標設定から教科に至るまでの課題】に対する先進校の取り組み及び考察

「教師間の共通理解」に関する回答
・作成の目標や意義について、また作成の手順等について全体研修を行い、全職員へ共通理解を図っている。また、教育研究部や自立活動部等の分掌より、自立活動の目標設定や指導、活用等に関する研修を定期的に行っている。 ・ケース会（メンバーは担任や授業担当者で構成される）を通して、個別の指導計画の作成の目的や意義、評価の仕方等について教師間の共通理解を図っている。ケース会ではコーディネーター役（会の進行などを行う）をたて、様々な教員にその役を担わせることでキャリアの向上を図っている。

「多角的な視点による適切な目標設定」に関する回答
・自立活動の目標設定ではアセスメントツール（学校作成）でアセスメントを行った後、担任が課題関連図を作成、目標設定会で意見交換し、具体的な指導目標・内容を設定している。教科の目標設定では学習指導要領、学習到達度チェックリスト（徳永、2014）等でアセスメントを行い目標を設定している。 ・重度重複障害児に対しては発達診断評価法（宇佐川、2007）を発達を捉える一つの軸とし、実態を把握している。実態把握カード整理法を用いて、個別の指導計画の中核となる目標をケース会で立てる。カードに書かれる内容は自立活動の6区分の内容の他、必要であれば専門家の意見や保護者の意見やねがいも反映させている。 ・アセスメントツール（学校及び県で作成）、流れ図（新学習指導要領自立活動編）等を活用・参照しながら目標設定を行っている。

「活用できていない」に関する回答
・自立活動専任（各学部1名）が自立活動の個別の指導計画を、教務主任が教科の個別の指導計画をチェックし、活用されているかどうかについてもみている。また活用し修正されている個別の指導計画から共有したい事例を選び、その事例をもとに夏休みに全体で研修を行っている。 ・個人ファイルの他に電子ファイルを各学年のフォルダー内に保存し管理している。同学年の児童生徒や以前の個別の指導計画が見られることで活用している。

「適切な評価」に関する回答
・担当教員の主観的判断で評価することがないように、クラスや学年間で評価についての話し合いを行い、客観的な評価となるようにしている。 ・立てた目標に対し4段階で評価を行い、評価が1だったら目標を立て直し、2、3だったらどうするのかを考える、4だったらもう一度アセスメントを行い目標設定を上レベルにしている。 ・育成すべき資質・能力を踏まえた観点別評価を行う試みをしている。もしくは行うことを検討している。

「多忙化」に関する回答
・アセスメントツールを使うことが効率化につながっている。 ・書類には重複した情報は書かないようにしている。 ・書類をシンプルにしている。 ・保護者との書類のやり取りを最小限にし、「個別の指導計画」は渡し切り（前後期2回）にしている。 ・ペーパーレス化を目指し、個別の指導計画の部主事チェックを電子ファイルにて行っている。

「教師間の共通理解」について、先進校では、個別の指導計画に関わる研修会が定期的に行なわれていた。1段階調査において〈研修が削除され周知徹底することが困難〉という小カテゴリーが形成されたが、多忙な中でも業務を精選し、全教員に個別の指導計画を作成し活用することの意義や目的について、周知していくことは必要であると考えた。また先進校においては個別の指導計画作成の際に、中心となる役職（自立活動専任等）を設置していた。これらの役職を設けることで、個別の指導計画の内容が充実し、教員の専門性が向上することが推測された。次に「多角的な視点による適切な目標設定」について、先進校では、アセスメントツールの活用や課題関連図、流れ図の作成が行なわれていた。1段階調査において、課題関連図や流れ図を活用し、目標を設定している学校はみられた。しかし、アセスメントツールを活用している学校は調査の中ではみられなかった。聞き取りや行動観察だけで目標を設定すると、バランスの良い的確な実態把握が困難となる可能性が考えられる。また目標を立てても系統的かつ具体的な指導が掴みにくいことが推測される。そのためアセスメントツールの活用は客観的かつ根拠ある目標設定、指導に系統性をもたせる点で有効ではないかと考えた。「活用できていない」について、1段階調査においてクラスや学部主事、管理職により個別の指導計画を確認する体制が、各学校で整えられていることが明らかになった。しかし分業で確認を行っている学校や、活用されているかという視点に着目し確認を行っている学校は少なかった。先進校の中には、活用事例を取り上げ研修を行っている学校があり、学校

の組織全体で活用を意識していく取り組みが必要であると考えた。「適切な評価」では、1段階調査において観点別評価を実施、検討している学校が多く存在した。しかし、具体的な評価基準についてきかれることはなかった。設定した目標に対し、具体的にどれ程の割合できたら達成しているとみなすのか等、担任の主観だけに頼らず、根拠に基づく評価や、評価の妥当性について教員間で話し合う必要があると考えた。最後に「多忙化」について、1段階調査では〈他の書類作成による負担〉〈作成に手間がかかる〉といった意見が多く挙げられた。先進校においてはアセスメントツールの活用、書類を簡潔にすることで「多忙化」を解消しているとの回答を得た。アセスメントツールの活用が結果的に多忙化の解消につながることで、また必要な情報を見極め、書式を簡潔にする必要性が示唆された。

②【保護者との共有における課題】に対する先進校の取り組み及び考察

「通信表とリンク」に関する回答
・通信表は完全にリンクしているわけではなく、学習指導要領から導き出した目標を転機し、具体的にしたことを文章表記している。 ・個別の指導計画は通信表と同じ。学期末に保護者に渡し回収はしない。

「保護者との共有」に関する回答
・学習到達度チェックリスト（徳永、2014）の結果を必要に応じて保護者に見せ、授業への理解を図っている。授業で行っていることが各教科につながっていることを保護者が理解でき安心感につながっている。 ・保護者が見ても嫌な気分がしない言葉やわかりやすい言葉で記載している。 ・個別の指導計画を面談などで見せて共有している。 ・実態把握カードを整理する際に、保護者の意見やねがも反映させているため、懇談でそのことについて伝えている。 ・個別の指導計画を直接渡しているため、そこでやり取りをして連携をとっている。

1段階調査では〈専門用語が難しく理解されない〉という小カテゴリーが形成されたが、それに対し先進校より“わかりやすい言葉で記載している。”という回答を得た。伝わりやすい記述は保護者との共有に有効であることが考えられた。また、小カテゴリー〈保護者

のニーズとの不一致〉〈家庭からの協力が得られない〉という課題においては、アセスメントツールを活用し根拠ある目標設定を行うこと、実態把握カードを整理する際に保護者のねがいを反映させること、それらの資料をもとに保護者と充分に話し合いを行うことが保護者との共有につながると推測した。

③【作成の手順や様式における課題】に対する先進校の取り組み及び考察

「個別の教育支援計画との関連」に関する回答
・自立活動や教科の個別の指導計画で目標としていることを保護者に伝え、合意形成を図りながら個別の教育支援計画の3年後の目標を導き出している。 ・関係書類は1冊にまとめている。 ・直接リンクはさせていないが、個別の教育支援計画も加味して目標を立てている。
「引き継ぎの困難」に関する回答
・前年度の担任が申し送り事項や自立活動の目標の案を資料に書き、引き継いでいる。 ・授業や活動発表などの様子を動画で撮影したものを、引き継ぎにも活用している。 ・共通のアセスメントツールがあることで、引き継ぎがうまくいっている。
「作成の手順・書式」に関する回答
・自立と教科の個別の指導計画は分けて作成している。個別の教育支援計画を作成した後で個別の指導計画を作成する。自立活動より教科の個別の指導計画の方がやや早く作成する。 ・自立と教科の個別の指導計画は統合した書式で作成している。全体の個別の指導計画と各授業とを関連させながら考えている。コアとなる部分（児童生徒の実態、中心課題、指導の方向性、手立てや配慮、自立活動の指導の目標）を踏まえて各授業の計画を立てている。 ・実態把握表を作成し、個別の指導計画に反映させている。どのような力を学ばせるかを考えてもらう形になっている。 ・来年度より県下の学校は、公務支援システムの導入により個別の指導計画、個別の教育支援計画、要録ともに統一様式になりデータ管理される。両方の様式には学校教育における目標が設定される予定。
「教科に関する疑問」に関する回答
・重度重複の児童生徒にも教科の指導があるのではないかとこの根拠になっているのが、学校教育法第72条。ここには障害が重い軽いという規定はない。そのため肢体不自由者等に対して準ずる教育を施すということと考える。自立活動主体の教育課程は設定していない。しかし、障害の重い児童生徒に対してどう対応していくかは、これからも議論が必要なのではないか。 ・各教科指導へつなげるために、自立活動により児童生徒の学習困難な部分を克服していく活動を行う。学ばせたい力は学習指導要領に書かれているが、特別支援学校では個々により目標が違う。その子にどういった力を学ばせたいかというところで目標を設定し内容を書いている。

「個別の教育支援計画との関連」では、先進校において“直接リンクはさせていないが、個別の教育支援計画も加味しながら目標を立てている”等の回答を得た。また“関係書類を1冊にまとめている”というファイリングの工夫がきかれた。2つの書類をファイルにまとめ、短期・長期目標を意識できるようにする、短期・長期目標設定の際に保護者と合意形成を図ることで、個別の教育支援計画と個別の指導計画を関連させることができることが示唆された。「引き継ぎの困難」では、1段階調査において〈文章で引き継ぐ上での課題〉〈指導が継続されない〉の小カテゴリーが生成された。先進校では引き継ぎにおいてアセスメントツールの活用や動画の併用がみられ、これらの取り組みにより課題が改善されることが示唆された。また筆者は4月からすぐに継続した指導が始められるという点で、小カテゴリー〈目標、計画までたてて来年度に引き継ぐべき〉に関しては賛同するところである。しかし、担任が根拠のある指導を行うために、アセスメントの結果や課題関連図、流れ図を併せて引き継ぐこと、書類だけでなく動画を併用し引き継ぐことが必要であると考えた。「作成の手順・書式」では、先進校において自立活動と教科の個別の指導計画を分けた書式で作成している学校と、統合した書式で作成している学校とがあった。自立活動と教科の関係の捉えについては、先進校においても様々であった。1段階調査においては、自立活動の目標を踏まえて集団授業計画を作成するという手順の学校が多かった。これは「教科に関する疑問」とも関係しており、自立活動と教科との関係をどのように学校として捉えるかにより、作成の手順や書式が変わることが推測された。1段階調査において〈書式の統一〉の小カテゴリーが生成されたが、2段階調査により書式を統一する予定である都道府県があることが明らかになった。書式を統一することで、異動した際に新たに書き方等を覚える必要がないという利点がある。しかし一方で、学校としての考えが反映され

にくくなる可能性があると考え。先進校の回答に“学校教育における目標が設定される予定”とあったように、書式を統一する際に各学校の教育目標を意識していく必要があると考えた。最後に「教科に関する疑問」では、自立活動と教科との関係をどう捉えるのか、重度重複障害者の教育課程について、学校としての考えを教員間で共有していく必要があると考えた。発達段階が初期であればあるほど、教科と自立活動の指導とが重なる部分があり、明確な境目がないため意見が分かれることが推測された。今後も議論の必要があると考えた。

5. 全体考察

1段階調査では、課題に対する改善策を取り入れた、作成の手順や書式を工夫していく必要があると考えた。しかし2段階調査の結果、作成の手順や書式の改善だけでなく、役職の設置などを含む学校のシステムづくりが必要であることが示唆され、山梨県特別支援学校の個別の指導計画の課題に対する以下の11の改善策が導き出された。

- ①アセスメントツールの活用、課題関連図や流れ図の作成
- ②全体研修会、定期的な研修会の実施
- ③個別の指導計画作成の際に、中心となる役職の設置
- ④教員間の話し合いの時間の設定
- ⑤観点別評価、評価規準、評価基準の設定（根拠ある評価）
- ⑥簡潔な書式、伝わりやすい表記
- ⑦活用しやすいファイリングの工夫
- ⑧確認のあり方の改善（目標や評価は適切か、活用されているか）
- ⑨保護者への丁寧かつ根拠ある説明
- ⑩動画やアセスメント結果を併せて引き継ぐ
- ⑪教科と自立活動の関係について教員間で検討し共有する

子どもに関わる教師が、経験年数や個人の

能力に関係なく、児童生徒の実態やこれまでの学びを把握し、卒業後にめざす姿を見据えて目標を設定し、授業実践、評価、改善を繰り返し系統だった指導を行っていくことが求められている。個別の指導計画はそのためにより必要となるツールであると考え。明らかにされた11の改善策をもとに、特別な支援を必要とする児童生徒の豊かな学びを保障するための要となるであろう個別の指導計画を、より良いものにしていく必要があると考えた。

—引用・参考文献—

文部科学省（2016）小・中学校におけるLD，ADHD，高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298152.htm（2019-05-01閲覧）

赤森・大塚（2019）特別支援学校教員を対象とした個別の指導計画に関する意識調査—作成上の悩みや困難に焦点をあてて—。SNEジャーナル，25（1），162-175
市川裕二・江口由美・佐久間栄一・高倉芳文・蜂屋道恵・三苫由紀雄・安永啓司・渡辺裕介（2000）個別教育・援助プラン。財団法人安田生命社会事業団

文部科学省（1988）盲学校，聾学校及び養護学校，小学校・中学校学習指導要領

文部科学省（1988）盲学校，聾学校及び養護学校，小学校・中学校学習指導要領解説養護学校（病弱教育）編

文部科学省（1999）盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領解説—自立活動編—

文部科学省（2009）特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

文部科学省（2017）小学校学習指導要領

文部科学省（2017）中学校学習指導要領解説総則編

文部科学省（2018）高等学校学習指導要領解説総則編

文部科学省（2018）特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）

徳永豊（2014）障害の重い子どもの目標設定ガイド。慶應義塾大学出版会株式会社

宇佐川浩（2007）感覚と運動の高次化からみた子ども理解。学苑社